



深草徹のここがポイント

立憲主義を考える

深草 徹



わが国で、立憲という言葉が初めて用いられた公の文書は、1875年4月に発せられた「漸次立憲政体樹立の詔書」だと思われます。

1873年10月、いわゆる「征韓論」をめぐって西郷隆盛、板垣退助ら5人の参議（今で言う国務大臣）が辞職した明治政府最大の政変劇の後、大久保利通を中心とする薩長藩閥政権が確立されましたが、前参議板垣、後藤象二郎、江藤新平らの民選議院設立建白書提出、各地における士族と農民の反乱、参議木戸孝允の辞職など、政府危機は一層拡大して行きました。

民選議院設立運動に身を乗り出し、議会によって政府の専断を制限すること主張した板垣、これとは一線を画しつつ立法、司法、行政の三権を形式上分かつ近代的な統治体制の整備を主張した木戸、そうした木戸と板垣を再び参議として政府に迎え入れ、政権基盤を強めることを望んだ大久保——これら三者の妥協によって成立したのが「漸次立憲政体樹立の詔書」だと言われています。

この詔書では、元老院と大審院を創設し、漸次立憲政体に移行することが宣言されています。

しかし、ここでいう立憲とは、憲法で天皇の大権を確認し、それを実際に行使する手順を定める規定を設けるに過ぎないものでした。勿論、これに対しては、自由民権運動から果敢な異議申し立てがなされ、参議大隈重信によるイギリス型の議院内閣制の構想も提起されましたが、前者は激しい弾圧にさらされ、後者は、「明治十四年の政変」によって政府から追放され、結局は、この線に従い、1889年2月、明治憲法が制定、公布されるに至りました。これを「外見的立憲主義」と呼んでいます。

真の立憲主義とは、国民主権、基本的人権を保障、国民の代表者で構成する立法権、政府から独立し、憲法と法律、良心に従って裁判をする裁判から構成される司法権を定める憲法による政治であり、権力の行使の制限こそが、最大の眼目であることは言うまでもありません。

(九条の会. ひがしなだ共同代表、深草憲法問題研究室主宰)



わたしのひと言

平和のために暮し守ろう

川元 志穂

私は、もともと憲法が大好きではありましたが、政治には無関心でした。ところが、特定秘密保護法、戦争法、いわゆる共謀法など、自由と平和を脅かす法律が次々に強行採決され、これはとんでもない事態になってきたと思い、憲法を守る運動をするようになりました。

そして、市民と野党の共闘を応援しているうちに、自由と平和の危機だけでなく、暮らしの危機だ！と気づいたのです。

20年以上続くデフレで国民生活が疲弊しているのに、法人税は引き下げる一方で、消費税を増税するなんて、とんでもない不公平です。この権力を利用した経済格差の拡大と、私達の自由と平和が奪われていることとは、実はつながっているのではないのでしょうか？

そもそも何故、政権が自由と平和を奪って国民をコントロールしようとするのか・・・富を独占するため、戦争すらもカネもうけの道具ではないのか？

ならば、安倍政権だけではなく、財界にもアメリカにも対峙し、経済の問題に取り組まなければ、平和も守れない。

私は、消費税を引き下げ、積極的な財政出動で、安定雇用、実質賃金引上げなどを実現し、経済格差をなくすことこそが、今、平和を脅かす環境そのものをなくすために、求められていると思います。

(弁護士、川元法律事務所)

特別寄稿

良心って何だろう？ ①

なぜ今〈良心〉について問うのか

岡野彩子

日本国憲法第 19 条は、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」と規定しています。良心の自由は、欧米諸国では信教の自由と一体のものとして保証の対象とされるのが一般的です。これに対して日本では、戦前の軍国主義化していく中で思想弾圧が激しくなり、思想の自由が完全否定された反省から、憲法 20 条の保証する信教の自由と切り離し、独立の条文を設けて保証しているのです。それでは、良心とはいったい何でしょうか。〈良心〉という言葉は、一般には善悪や正邪を知らせ、善き行いへと命じる心の働きとして理解されています。とはいえ、その判断の拠り所となる価値観は、当然ながら時代や地域によって違いがあります。たしかに 21 世紀に入って世界のグローバル化が加速し、政治・経済・文化の相互交流が活発になりました。しかし地球社会を実現しようとする共通の価値観が生み出されたかという点、昨今ではむしろ排他主義的なナショナリズムの台頭が目立ち、舵を逆に切ろうとしているかを見えます。それは難民の受入れを巡って、特に顕わになっています。地球的規模の諸問題を抱える今、価値の多元化の中であって、私たちが個々の良心について再考することは意味のあることではないのでしょうか。

(大阪大学特任研究員／関西大学・京都産業大学非常勤講師)

平和随想

「食」の立場から平和を願う

坂本 佳奈

「美味しいものを食べたい」——それが、私が一番に願うことです。美味しいものを食べるには、まず心身ともに健康であった方が、いいでしょう。激しく思い悩むことは、いけません。将来に不安を持ちすぎても、いけません。また、田畑が荒れてしまっても、山や海が汚染されても、食材がとれなくなってしまうのです。

食材を運ぶためには道路の整備が不可欠ですし、そして調理のためには電気やガス、水道などが、キッチリ整備されていなければなりません。

そう考えると、私の一番の願いを叶えるためには、社会のシステムが途切れることなく働き、自然の恵みをタツプリと活用でき、人々が自分たちの暮らしを営める環境であることが、必要不可欠です。

世の中には嫌なことや嫌な人がいて、生きにくいこともある――それでも、皆が幸せを目指して生きるためには、平和でなければなりません。戦争になれば、何もかも無くなってしまいます。

そんなわけで、戦争には断固反対するのです。

(食育・食文化料理研究家)

檻の中のライオン憲法講座⑩

檻を壊されないための仕組み～憲法保障制度

椋 大樹

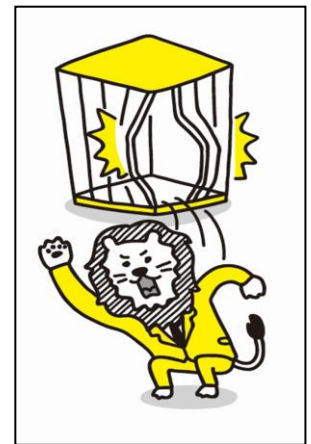
ライオン（国家権力）には、檻（憲法）の中にいてもらわないといけません（立憲主義）。しかし、ライオンにとって檻の中は窮屈です。檻から出ようとして、檻を壊そうとするかもしれません。ライオンが檻から出ないよう、檻にセキュリティシステムが必要です。

- ① 権力分立～ライオン同士が監視しあう
- ② 公務員の憲法尊重擁護義務～ライオンは檻の中にいないとダメ
- ③ 最高法規性～檻から出たライオンの言うことは聞かなくてよい
- ④ 硬性憲法～ライオンの力では壊せないような硬い檻
- ⑤ 違憲審査制～檻から出たライオンを取り押さえる
- ⑥ 国民の不断の努力～私たちがライオンを見張ろう
- ⑦ 抵抗権～檻から出たライオンに襲われたら、私たちが打ち倒す
次回から、順に解説します。

参照『檻の中のライオン 憲法がわかる 46のおはなし』椋大樹著

(はんどう・たいき、明日の自由を守る若手弁護士の会、ひろしま市民法律事務所)

ハナ絵モンの思い⑩



子育ての社会化

市川はなえもん（関本英恵）



出産して病院にいる時、お医者さんや助産師さんに、「お母さんにとって難しく、でも大切なことは、休むこと」「頑張り過ぎないように」と言われました。子どもにとって、愛されることが幸せですが、お母さんに全くゆとりが無い状態では、可愛がることは困難になります。私は、4人の子育てをした知り合いが、お向かいにいたり、出産した病院が24時間365日、電話で相談にのってくれたりするので、助かっています。でも、核家族化が進んでいたり、地域コミュニティが希薄になっていたり、という中で、気軽に相談や頼み事をできる先が、無い人も

いるだろうし、それが悲しい事件の背景の一つにもなっているのでは、と思います。

妊娠中、お世話になっている人に、「子どもはみんなの宝だから、困ったことがあれば、声をかけて」と言われ、心が軽くなりました。いつでも・どこでも・誰でも、休みながら育児ができるように公的支援が充実し、子育ての社会化が実現することを望みます。

(「憲法の歌」作詞者、しみん基金KOBELI理事、「こどもの権利・神戸」運営委員)

見えない侵略①

公庄れい

和歌山県の紀の川市から海南市に至る広い地域に、影響を及ぼす巨大風力発電の計画が、住民に知らされたのは、2年近く前だった。

低周波による健康被害、切り崩され、大きな風羽の振動に常時脅かされる山の地盤……。住民は勉強会を重ね、複数の区長会は反対を表明した。

今年3月に開かれた何回目かの業者の説明会では、反対しても反対しても、何度も繰り返される説明会に、業を煮やした出席者の、手厳しい反対意見の続出に業者側は、「これが我々の潮時と考えている、と経営陣に伝えます」と発言したが、業者は、そんな事ぐらいでは諦めない。福島のあの事故以来、声高に叫ばれだしたクリーンエネルギー、私達の国の山や海の自然が狙われている。そして健康も。不安定な太陽光や風力を補うために、火力発電所の設置が不可欠という不合理。

この会社の正体は、米国の投資会社の連合体、カナダの年金基金運業者、中国国営の投資会社も参加、その子会社の「日本風力エネルギー」が、当面の該当社である。

(孫たちの将来を案じるお婆ちゃんの会)

参院選結果 改憲勢力 2 / 3 割る



7月21日投開票された第25回参議院選挙の結果、自民・公明の与党に加えて日本維新の会、与党系無所属を合わせた「改憲勢力」は、憲法改正の国会発議に必要な「3分の2」(164議席)を割り、160議席となりました。

催し案内

8・15平和のつどい

8月15日(木) 13:30~16:00

妙法華院本堂(兵庫区・新開地))

講演: 戦争映画で考える「戦争加害と戦争被害」

講師: 永田喜嗣さん(大阪府立大学大学院)

主催: 兵庫の「語りつごう戦争」展の会

問い合わせ: 078・575・2608(妙法華院)

編集後記
 前号(第114号)の最終面、公庄れいさんの「竹」と題した一文で、欠落がありました。上から3行目の「怒ったイザナミは」に続けて「黄泉の国の軍を率いて追ってくる。イザナギは頭に差していた櫛を……」と入れて下さい。なお、筍は「クコウナ」ではなく、「タコウナ」が正解です。(A・T)